

報告第 22 号

崎戸総合支所公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

崎戸総合支所駐車場前の市道蛸浦線で発生した車両物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第 11 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 30 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

崎戸総合支所公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

崎戸総合支所駐車場前の市道蛸浦線で発生した車両物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- 1 相手方住所  
氏名
- 2 損害賠償額 金 196,800 円
- 3 事故の発生概要 発生日時 令和 5 年 7 月 7 日 午後 1 時 50 分頃  
発生場所 西海市崎戸町蛸浦郷 1645 番地 1 付近  
崎戸総合支所駐車場前市道蛸浦線
- 4 事故の状況 崎戸総合支所駐車場から公用車にて右折して発進した際に、左側確認不足により、左後方から直進してきた相手方車両（当時は所有者以外の者が運転）の右側後方部分に追突したもの

施設損壊事故等発生概要書

相手方 (運転者)	氏名			
	住所			
事故日時	令和 5 年 7 月 7 日 午後 1 時 50 分頃			
施設名等	崎戸総合支所前市道蛸浦線	事故原因	当方の左側確認不足	
事故場所	崎戸総合支所駐車場前市道蛸浦線			
警察届出	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	崎戸総合支所駐車場より、公用車にて浅間団地方面に右折して発進した際、左側安全確認不足により、大島町方面より直進してきた相手方の車両右側後方部分に追突したものの			
事故状況略図	<p>(事故発生状況図)</p> <p>崎戸旧庁舎</p> <p>市道蛸浦線</p> <p>大島方面</p> <p>浅間団地方面</p> <p>駐車場</p> <p>崎戸総合支所</p> <p>崎戸集合店舗</p> <p>(相手方車両)</p> <p>(公用車)</p>			
損害見積額	196,800 円	損害賠償の方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社名： 一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ( )	